

3

通関実務

平成 18 年度（第 40 回） 問題 8

A ☐☐☐☐

次の取引内容に係る輸入貨物の課税価格を計算し、その額をマークしなさい。

- 1 輸入者M（買手）は、A国の輸出者X（売手）から婦人服を輸入する。
- 2 当該婦人服の仕入書価格は、CIF 価格 6,000,000 円である。
- 3 Mは、当該輸入貨物の生産に関連して、Xに対し次の物品及び役務を無償で提供し、それぞれに掲げる額の費用を上記仕入書価格とは別に負担している。
 - イ 当該輸入貨物の生産に必要な材料で、A国所在のBから購入したもの…………… 500,000 円
 - ロ 我が国の法律に基づき表示することが義務付けられている事項のみが表示されたラベル
…………… 20,000 円
 - ハ 著名なデザイナーが本邦において作成したデザイン…………… 1,000,000 円
- 4 Mは、Xとの取決めに従って、当該輸入貨物を購入するために、上記仕入書価格とは別に次の支払をしなければならないこととなっている。
 - イ Xの本邦にある支店に対して支払う当該支店の活動経費の一部……仕入書価格の3%
 - ロ 輸入貨物に付された商標に係る商標権の使用に伴う対価で、輸入取引の条件として、第三者である商標権者に支払う当該商標権使用料…………… 600,000 円
- 5 Mは、Xの指示により、上記仕入書価格のうち 2,000,000 円をXが債務を負っているA国所在のCに対して支払い、残りの 4,000,000 円をXに送金することとなっている。
- 6 MとXとの間には、特殊関係はない。

7280000

- 2 仕入書価格は CIF 価格 6,000,000 円である。
- 3 イ MがXに無償提供した当該輸入貨物の必要な材料で、A国所在のB国から購入したものは加算する。500,000 円
ロ 我が国の法律に基づき表示することが義務付けられている事項のみが表示されたラベルの提供費用は加算しない。
ハ 本邦において作成したデザインの費用は加算しない。
- 4 イ Xとの取決めに従って支払われる仕入書価格の3%の費用は加算する。
 $6,000,000 \times 3\% = 180,000$ 円
ロ 輸入取引の条件として、第三者に支払う商標権使用料は加算する。600,000 円
- 5 Xの指示によるMのCに対する支払いは、輸入取引と何ら関係のないものであるため考慮しない。

上記より、

$6,000,000 \text{ 円} + 500,000 \text{ 円} + 180,000 + 600,000 \text{ 円} = 7,280,000 \text{ 円}$